

動物取扱業者への実地調査について



日向保健所
衛生環境課衛生担当

第一種動物取扱業

- ▶ 反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業（ぎょう）として認められる行為のこと。
- ▶ 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）により登録が必要。販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせん業、譲受飼養業の区分がある。



種別	業の内容	該当する業の具体例
販売	動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物飼養業者
保管	保管目的で顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖、その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物の派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供も含む）	動物園、水族館、動物のふれあいパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競り斡旋	会場を設けて動物の売買の斡旋を競りの方法で行う業（第一種のみ）	動物のオークション
譲受飼養	有償で動物を譲り受け飼養を行う業（第一種のみ）	老犬（猫）ホーム、動物シェルター等

第一種動物取扱業

(日向保健所管内の登録数)

▶ 販売のみ	1 1 件
▶ 保管のみ	1 2 件
▶ 訓練のみ	1 件
▶ 販売・保管	5 件
▶ 保管・展示	1 件
▶ 販売・保管・訓練	1 件

※令和7年9月1日時点



第二種動物取扱業

- ▶ 飼養施設を設置して営利を目的とせず、一定数以上の動物の取扱いを行う
- ▶ 届出が必要。動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示

日向保健所管内 4 届出（譲渡し 3、展示 1）

※令和7年9月1日時点

令和6年度の指導事例

▶ 第一種動物取扱業者（販売）

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律違反疑い
- ・ 狂犬病予防法違反疑い
- ・ 動物への虐待の可能性

警察と一緒に立入を実施



- ① 未届飼養施設での飼養保管、
- ② 各種記録台帳の未作成及び記載不備
- ③ 犬の未登録
- ④ 狂犬病予防注射の未実施



動物の愛護及び管理に関する法律違反

①未届飼養施設での飼養保管

- ▶ 登録施設以外の場所で犬を飼養していたもの

※指導後、速やかに施設の登録を完了



動物の愛護及び管理に関する法律違反

②各種記録台帳の未作成及び記載不備

第一種動物取扱業における各種記録台帳等（5年間保管）

- (1) 動物に関する帳簿
- (2) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況
- (3) 獣医師による健康診断（毎年 1 回以上）の診断書
（1 年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫）
（繁殖に供する場合は繁殖適否含む）
- (4) 動物の繁殖の実施状況（動物を繁殖させる販売・貸出・展示業者）
※販売・貸出・展示業者に犬猫を譲る場合、この台帳写しも併せて譲る

動物の愛護及び管理に関する法律違反

②各種記録台帳の未作成及び記載不備

(5) 獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書

(犬又は猫を繁殖させ、帝王切開を行った場合)

(6) 1日1回以上の巡回による動物の数及び状態確認実施状況

(7) 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳
(①の帳簿を備え付ける業種は不要)

※令和7年8月、台帳の整備確認

狂犬病予防法違反

③犬の未登録

法第4条（登録）

犬の所有者は、**犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村に犬の登録を申請しなければならない。**

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の**鑑札**を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の**鑑札**をその犬につけておかなければならない。



狂犬病予防法違反

④狂犬病予防注射の未実施

法第5条（予防注射）

犬の所有者は、その犬について厚生労働省令の定めるところにより、**狂犬病予防注射**を毎年1回受けさせなければならない。

※生後91日以上の子犬は、**所有するに至った日から30日以内に狂犬病予防注射**を受けさせなければならない。

※令和7年8月、犬の登録、予防注射の接種確認



犬猫の飼養管理基準・マイクロチップ装着登録の義務化

犬猫の飼養管理基準の具体化について

法改正を踏まえて、ペットショップやブリーダー等の動物取扱業者が遵守すべき犬猫の飼養管理基準を具体化

【経過】

令和3年1月7日 中環審会第3次答申

令和3年4月1日 環境省令の公布

令和3年5月25日 基準の運用指針策定

令和3年6月1日施行* *一部に経過措置

飼養管理基準の概要

■悪質な事業者を排除するために、自治体が勧告、命令、取消等を速やかに行える明確な基準とする。

■主な内容（犬）

ケージの大きさ：

＜ケージ飼育＞体長の2倍×1.5倍×体高の2倍＋運動スペース

＜平飼い＞ケージ飼育の床面積の6倍

従業員数：1人あたり繁殖犬15頭、販売犬等20頭まで

繁殖：生涯出産回数は6回まで、かつ、メスの交配は6歳まで（満7歳時点で6回未満と証明できる場合は、7歳まで）

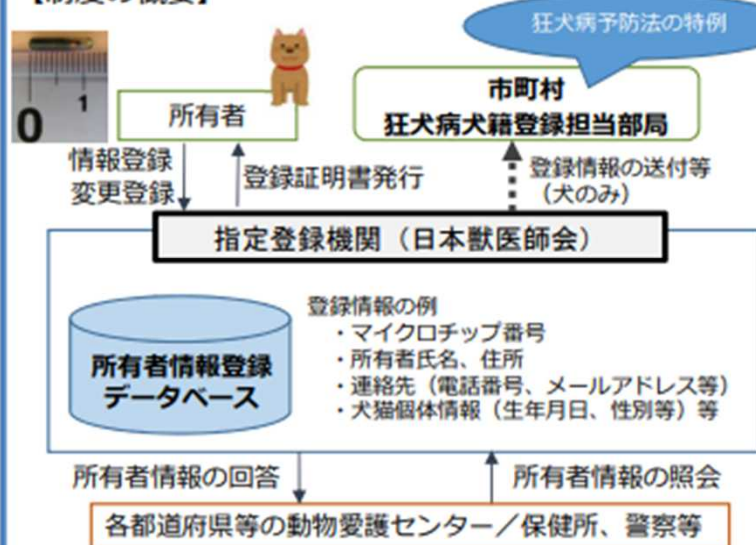
動物の不適切な状態を直接規制（新設）：

爪が伸びたまま、毛玉で覆われている等の状態を禁止

マイクロチップ装着・情報登録の義務化

法改正により、販売される犬猫について、マイクロチップの装着・所有者情報の登録を義務化

【制度の概要】



【これまでの経過】

情報システム構築 ～令和3年6月

指定登録機関を指定 令和3年6月15日

制度設計・施行準備 ～令和4年6月

令和4年6月1日 施行

【経過措置、国民的な議論の推進】

- 基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を防止し、犬猫の譲渡を促進するため、一部の基準に対し、経過措置を規定
- 人の動物への関わり方について、幅広い国民的な議論を推進



今年度の予定

- ▶ 定期報告において懸念のあった施設への立ち入りを実施
- ▶ 来年度更新予定の施設に対して、年内に立入を実施し、必要な指導を行う

